

第3回 一関地区広域行政組合

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

日時 平成30年7月2日（月）午後2時～午後4時

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ研修室811

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）第1次選定の結果について

（2）第2次選定の条件等について

（3）その他

4 そ の 他

5 閉 会

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員名簿

No.	役職	シ 氏 メイ 名	備考	専門分野等
1	委員長	ナカザワ ヒロシ 中澤 廣	工学博士 (岩手大学)	廃棄物処理工学
2	副委員長	チバ ケイコ 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学研究・地域連携本部)	環境影響評価
3	委員	アズマ アツキ 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
4	委員	オオカワラ マサフミ 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
5	委員	サッタ ナオヤ 颯田 尚哉	工学博士 (岩手大学農学部)	環境・放射能
6	委員	ヒラツカ アキラ 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学)	植物生態学
7	委員	ヤマモト ヒロシ 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

協議 1

第1次選定の結果について

第1次選定では、自然的特性及び社会的特性により規制を受ける区域を回避することにより、選定対象地域の絞込みを行い、基本条件を満たす区域を抽出します。

回避すべき区域については、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」や他自治体に於ける適地選定を参考に、これまで委員会で決定した条件を基に設定します。

1. 自然的特性条件

自然公園、保安林、鳥獣保護区特別保護地区や急傾斜地崩壊危険区域など災害などの影響を受ける位置など、自然的特性条件面での規制を受ける地域を極力回避していく。

2. 社会的特性条件

都市計画用途区域、農業振興地域、文化財、景観、造成規制など、社会的特性条件の規制を受ける地域を回避していく。

<参考>基本条件

項 目	
埋立年数	25 年間 (15 年間)
埋立容量	178,000 m ³ (107,962 m ³)
敷地面積	約 40,000 m ²
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣
選定範囲	一関市、平泉町 (※除外地区：一関市狐禅寺地区)
選定方法	周辺条件、地形等で選定 (市町推薦地域等なし)
運営主体	一関地区広域行政組合

3. 立地を回避すべき区域等

条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	備 考
自然的 特性 条件	1 自然公園地域	自然公園法第 5 条	優れた自然の風景地を保護すると共にその利用の推進を図ることを目的として、知事の申し出により環境大臣が指定。 特別保護区では地域内の一定の行為については環境大臣又は知事の許可が必要。	
	県立自然公園	自然公園法・条例	国定公園に順ずるもので、都道府県が指定。	
	2 自然環境保全地域	自然環境保全法第 17 条・第 22 条	自然環境の適正な保全を目的として環境大臣が指定。 地域内の一定の行為については環境大臣の許可が必要。	
	郷土環境保全地域	自然環境保全法・条例	自然環境保全地域に準じる。	
	3 環境緑地保全地域	都市緑地法第 8 条	都市計画区域内においては樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が単独もしくは一体となって良好な自然的環境を形成しているもので都道府県知事が指定。 一定の行為については知事への届出及び許可が必要。	
	4 鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、環境大臣又は知事が指定。 一定の行為について環境大臣又は知事の許可が必要。	
	5 国有林	森林法第 7 条の 2、第 10 条の 2	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理している森林。 1 ha 以上の開発行為は知事の許可が必要。	
	6 保安林	森林法第 25 条	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため、森林区域として国有林については農林水産大臣が指定。 転用するには農林水産大臣の指定解除が必要。民有林については都道府県知事の指定解除が必要。	

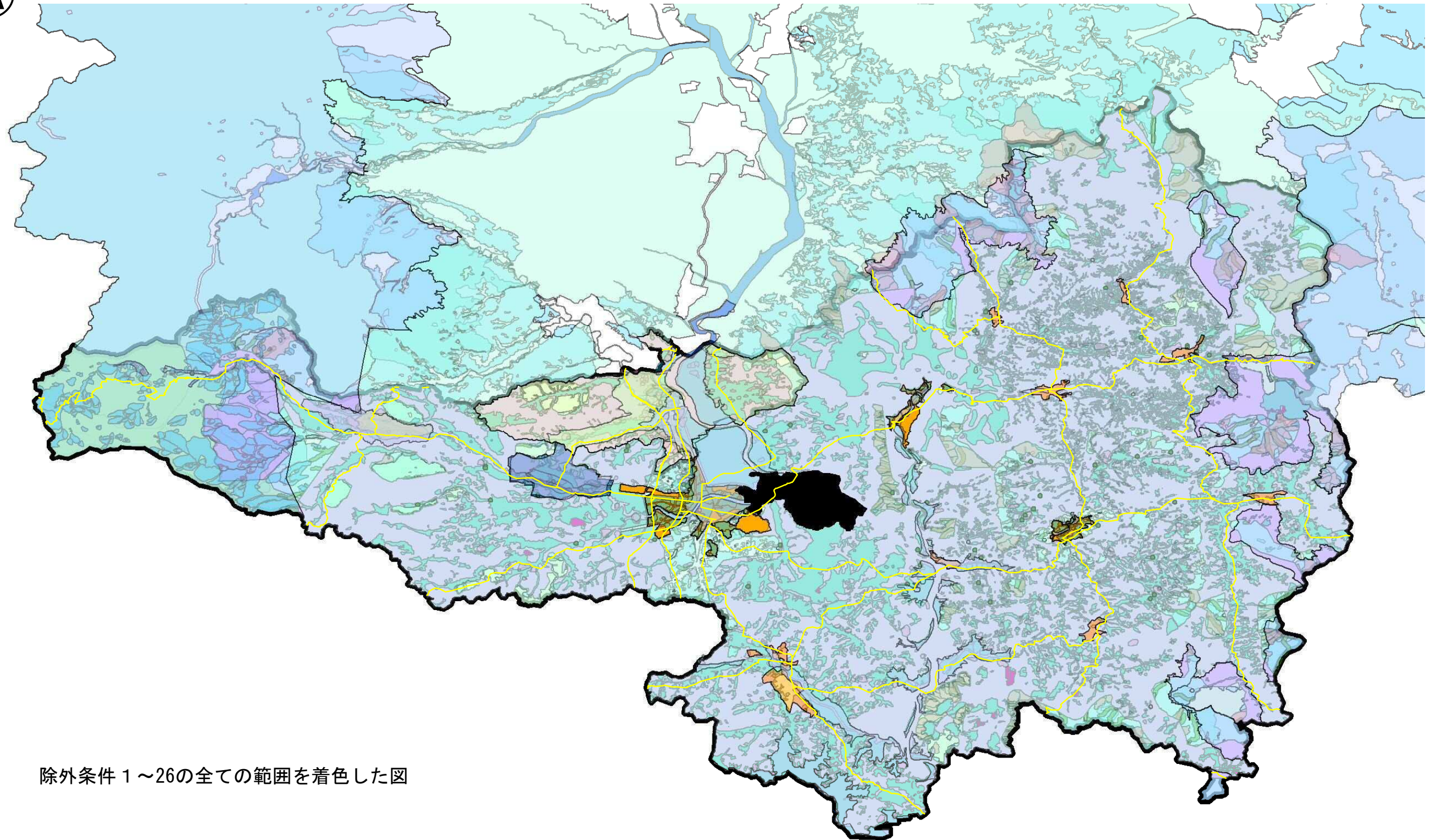
条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	備 考
自然的特性条件	7 地域森林計画対象民有林	森林法第 5 条	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。 1 ha 以上の開発行為は知事の許可が必要。	組合管内全域の山間部に影響があり、条件から除く方向で協議したい。
	※ 生物生息保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 36 条	国内希少野生動植物種の保存するために、その種だけではなく、生息地・生育地も保護することが必要であるとして指定される区域で環境大臣が認定。	現段階では確認できないため、第 2 次選定後に県に照会したい。
	※ 水源地保全	水資源保護条例	地方公共団体が、水資源に絡む地域の乱開発を防止するため保護条例を制定。一定行為については知事の許可が必要。	組合管内に該当なし
	8 河川保全区域	河川法第 54 条、第 55 条	河川を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定。 土地変更行為については河川管理者の許可が必要。	
	9 緑の回廊	—	希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することを目的とし、林野庁が指定。	
	10 砂防指定地	砂防法第 2 条	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定。	
	11 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条、第 7 条	崩壊する恐れのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域で知事が指定。 一定行為については知事の許可が必要。	
	12 地すべり防止区域	地すべり等防止法第 18 条	地すべりの恐れのある極めて大きい地域及びそれに隣接する地域として主務大臣が指定。 一定行為について知事の許可が必要。	
	13 地すべり危険地区	—（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずる恐れのある箇所都道府県が指定。 一定行為については知事の許可が必要。	

条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	備 考
自然的特性条件	14 山腹崩壊危険地区	－（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	山地災害危険地区で山腹崩壊土砂が公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所で都道府県が指定。 一定行為については知事の許可が必要。	該当箇所の影響範囲を協議したい。
	15 なだれ危険地区	－（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	山腹に積もった雪が斜面を崩れ落ち、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所で都道府県が指定。 一定行為については知事の許可が必要。	該当箇所の影響範囲を協議したい。
	16 崩壊土砂流出危険地区	－（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家等に影響を及ぼすおそれがある箇所で都道府県が指定。 一定行為については知事の許可が必要。	該当箇所の影響範囲を協議したい。
	17 土石流危険溪流	－（国土交通省水管理・国土保全局砂防部 調査より）	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある溪流で知事が指定。 一定行為については知事の許可が必要。	
	18 地すべり地形分布図	－（国立研究開発法人防災科学研究所 調査より）	地滑り変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」についてその外形と基本構造（滑落崖・移動体）をマッピングしたもの。	
	※ 活断層	－	活断層は将来も活動の可能性のある断層で、多くは地震性断層で活動する場合は地震が発生する。	組合管内に該当なし
社会的特性条件	19 都市計画 （用途指定区域）	都市計画法第 8 条、第 29 条	用途地域の指定は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現する為、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えるもの。	工業地域等の取り扱いについて協議したい。
	※ 風致地区	都市計画法第 58 条	都市の風致を維持するために必要な地区として、都道府県又は市町村が指定。	組合管内に該当なし

条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	備 考
社会的 特性 条件	20 農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第15条の2、第17条	市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される。同計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる。一定の開発行為には知事の許可が必要。	農業振興地域は都市計画地域を除くほとんどの区域が含まれるため、知事の許可を必要とする農用地及び農業施設用地のみを条件とすることで協議したい。
	※ 宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法第8条	宅地造成等に関する工事等について、災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命財産の保護を図る。都道府県知事への届出及び許可が必要。	組合管内に該当なし
	21 史跡・名勝・天然記念物	文化財保護法第125条	現状を変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には文化庁長官の許可が必要。	国及び岩手県が定める文化財等を表示している。
	22 埋蔵文化財	文化財保護法第93条	埋蔵文化財の保護の立場から、工事等の制限を設ける。文化庁長官への届出が必要。	文化財包蔵地（埋蔵文化財を包蔵している土地）を表示している。
	23 伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第143条	伝統的な建造物群を保存するため、保存地区を指定し、必要な措置を定める。	組合管内に該当なし。 同様に文化庁が指定する重要文化的景観を表示している。
	※ 歴史的風土特別保存地区	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	古都の歴史的風土を保存するため、保存地区を指定し、必要な措置を定める。	組合管内に該当なし
	24 保存林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、条例	都市計画区域内の樹木について保存受または保存樹林として市町村長が指定。	組合管内に該当なし。 環境省の指定する巨樹を表示。該当箇所の影響範囲を協議したい。
	25 景観形成区域	景観法・条例	良好な景観の形成のために、一定の制限を定めるもの。	組合管内全域が景観計画区域であるため、法で指定する景観地区及び準景観地区を条件とすることで協議したい。

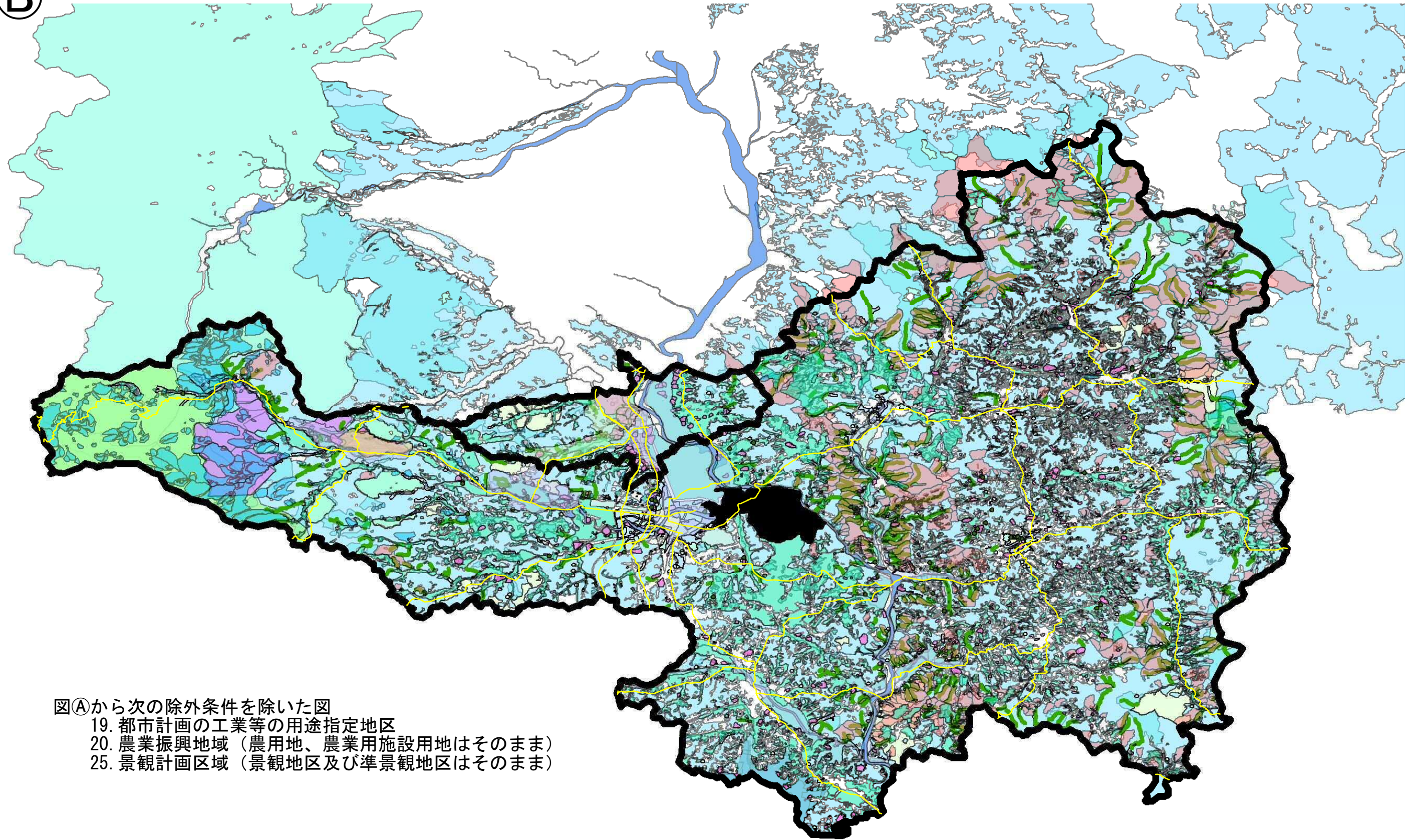
条 件		法 律	規制区域及び法的規制の内容	備 考
追 加	26 浸水想定区域	水防法第 14 条	指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するもの。	第 1 次選定条件として追加する方向で協議したい。

A



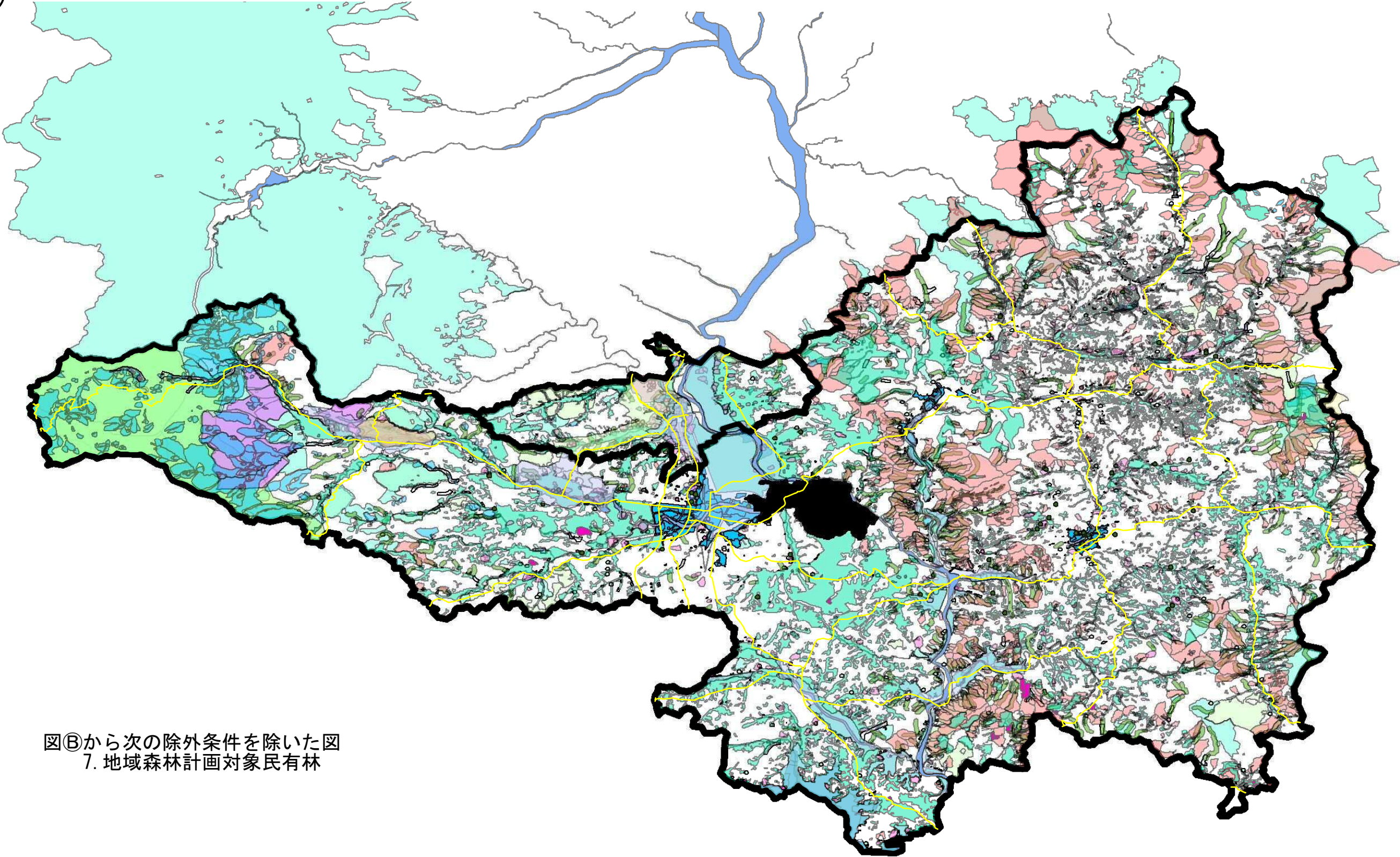
除外条件 1 ～26の全ての範囲を着色した図

⑧

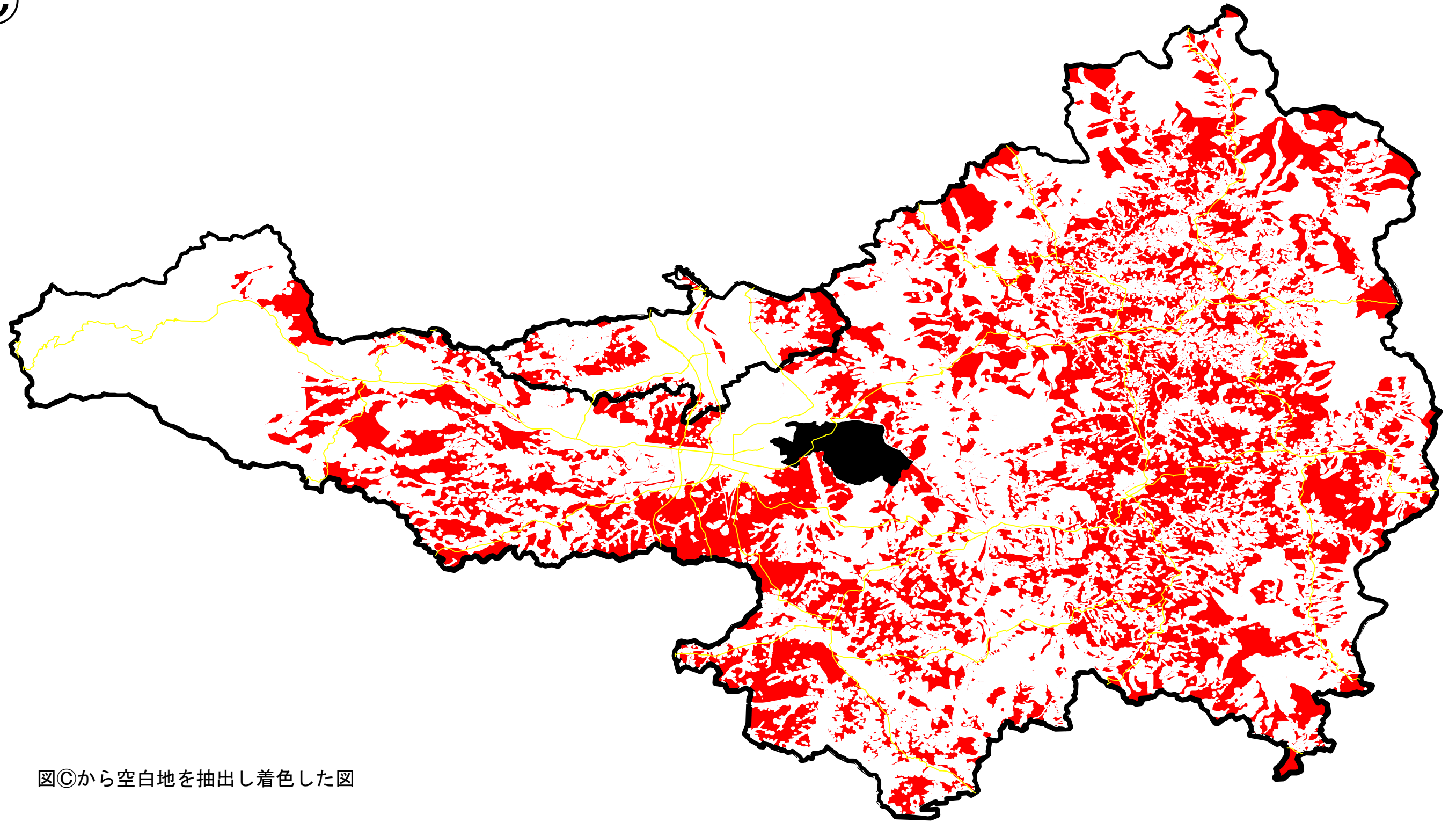


図⑧から次の除外条件を除いた図
19. 都市計画の工業等の用途指定地区
20. 農業振興地域（農用地、農業用施設用地はそのまま）
25. 景観計画区域（景観地区及び準景観地区はそのまま）

㉓

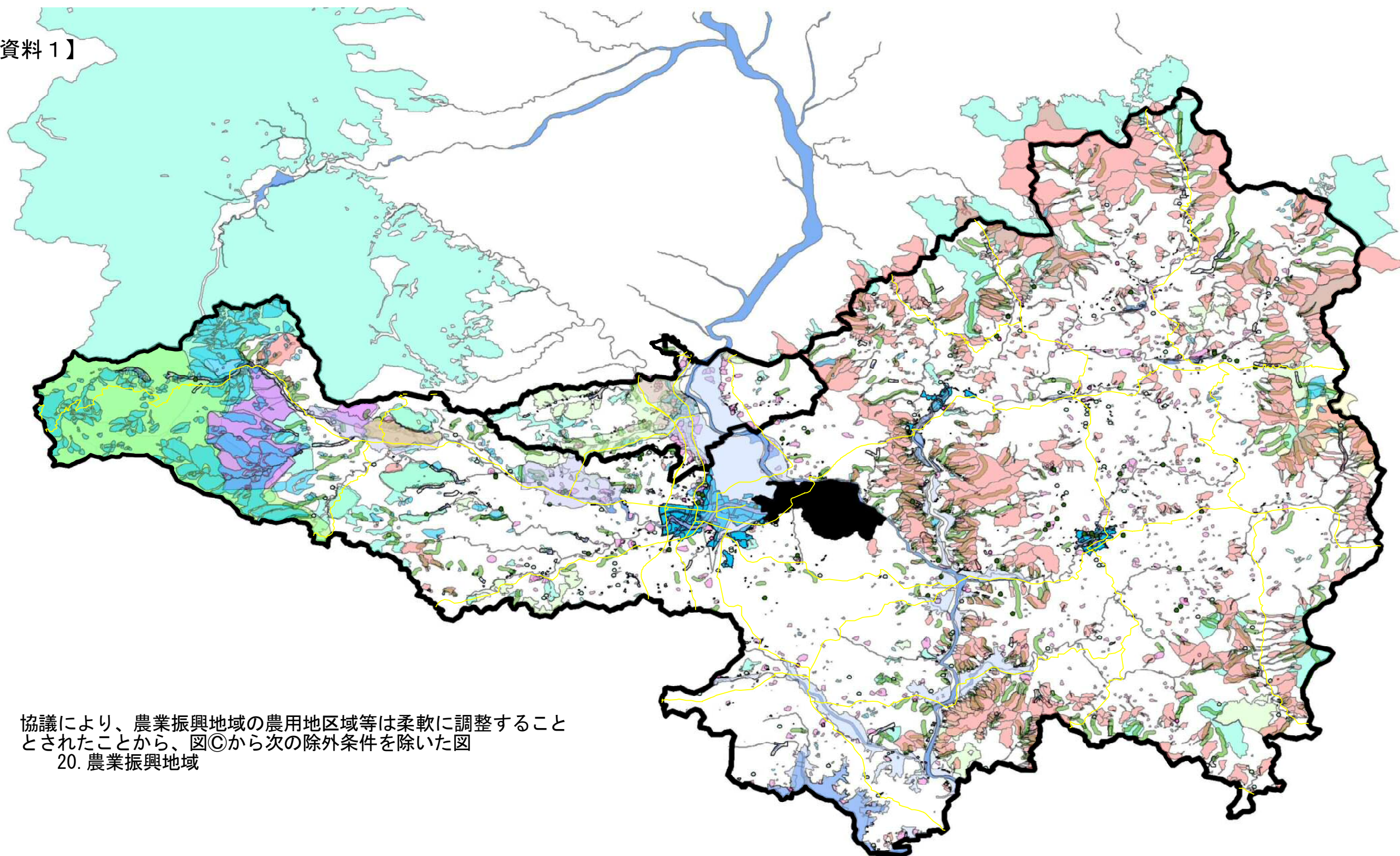


図㉓から次の除外条件を除いた図
7. 地域森林計画対象民有林



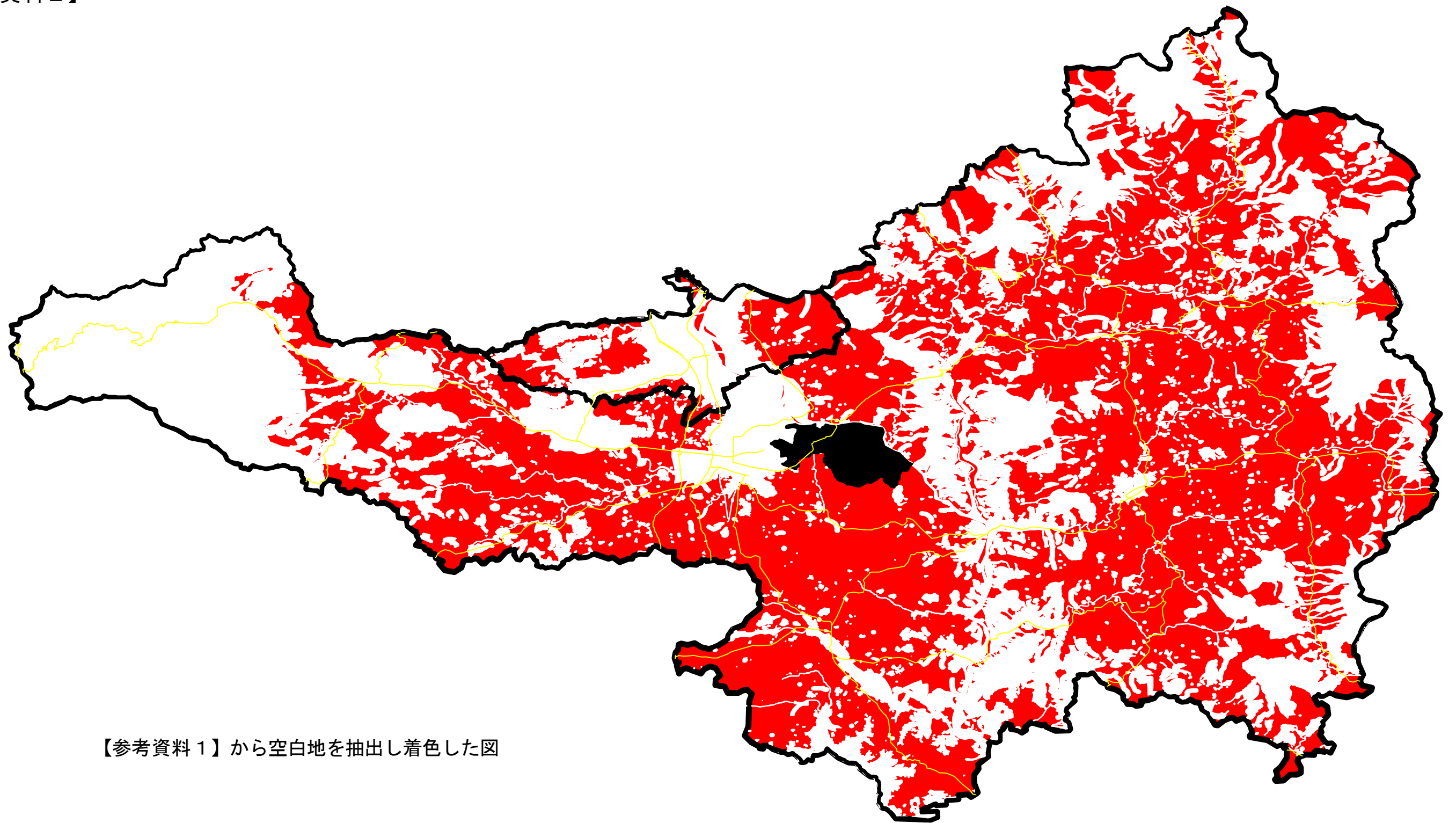
図©から空白地を抽出し着色した図

【参考資料 1】



協議により、農業振興地域の農用地区域等は柔軟に調整すること
とされたことから、図◎から次の除外条件を除いた図
20. 農業振興地域

【参考資料 2】



【参考資料 1】 から空白地を抽出し着色した図

協議 2

第2次選定の条件等について

第1次選定において選定された地域から、第2次選定を行う。

第2次選定では、「1. 絞り込み条件」に掲げる条件により、候補地として適切な区域を選定する。

1. 絞り込み条件

条 件	条件の考え方	絞り込み方法(案)
人口分布	一般廃棄物の排出量は人口の分布と密接な関係があるため、人口分布を考慮した候補地を選定する。	現時点では新たに整備する中間処理施設の整備地が未定であるが、人口分布を考慮した場所での選定が行われる見込みである。
運搬経費の経済性	最終処分場は、中間処理施設からのみ搬入を受けることから、運搬に係る経費を抑えるため、中間処理施設からの距離を考慮した候補地を選定する。	そのため、組合管内における人口重心を特定し、その地点から半径 15 km の範囲とする。
学校、病院等からの距離	静寂が必要とされる、文教施設、厚生施設に近接しない候補地を選定する。	・文教施設から 300m 以内でないこと。 ・厚生施設から 300m 以内でないこと。
公共施設 (国・県の機関)	住民の利用頻度の多い施設に近設しない候補地を選定する。	コミュニティセンター、公民館等から 300m 以内でないこと。
公共施設 (市町村の機関)		
インフラ整備状況 (上水・下水)	施設整備後、維持管理を行っていかねばならないことから、インフラ設備の整備状況を考慮した候補地を選定する。	道路線形に従って、電気、上水、下水が整備されるため、管内主要道に隣接した土地を選定することにより、インフラ整備に優位性を確保できる。
道路状況	運搬の容易性、工事の容易性から、整備された道路に近接した候補地を選定する。	・国道、主要地方道沿線の近隣に位置し、施設を道路から 1 km 程度の範囲と考え、施設奥行を最大 500m と想定することにより、道路両脇 1.5 km の範囲内とする。 ・取付道路の想定路線が鉄道踏切、高規格道路、河川等と交差し、高度な技術を要すると想定できる場合は除外する。 ・取付道路の想定接続先となる既存道路において、大型車両の通行が困難な区間が存在する場合は除外する。 ・取付道路の想定路線が適切な幅員や高さを確保できない事象が存在する場合は除外する。 ・取付道路の新設・拡張が必要な距離が短い位置とする。

条 件	条件の考え方	絞り込み方法(案)
土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成が容易と想定される候補地を選定する。	原則谷地とする。谷筋勾配が緩やかで、かつ、両面の斜面勾配が概ね 1 : 1.5 以上を有している沢地形であって処分場として適すると考えられる用地。
構造物等の有無	施設整備に影響する構造物の影響しない候補地を選定する。	現在構造物が設置されていない用地とする。